

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う当会の対応について

緊急事態宣言の解除を受け、6月1日（月）より通常の業務となっております。  
 なお、当会に相談にお越しの際には、当面の間以下の点にご協力をお願いいたします。

- ① マスクの着用。
- ② 発熱があるなど体調が優れない場合は、ご来場をご遠慮ください。
- ③ 記帳相談等（6月15日～7月10日の上半期源泉相談会は除く）は、**事前に予約をお取りの上お越しください。**

なお、今後の感染拡大状況により、業務時間等に変更が生じる場合がございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルスに伴う各給付金に関するご案内

## 持続化給付金（国）

- フリーランスを含む個人事業者を広く対象とし100万円まで給付。  
 ※給付額の算定方法  
 前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）  
 （ただし、**昨年1年間の売上から減少分が上限となります。**）
- 申請期限は、**令和3年1月15日（金）**となります。
- ご自宅よりパソコンやスマートフォンを利用して、オンラインによる申請を行います。  
 なお、申請が難しい方は「申請サポート会場」で行うことができます。

## 申請サポート会場のご利用方法

- ① 事前に来訪予約をします。  
 ※川崎市では2会場開設されています。（6月1日現在）
  - ・川崎第一会場：川崎市中原区木月2-4-8 SALT O元住吉1F
  - ・川崎第二会場：川崎市川崎区日進町3-4 unicoA5F
- ② 申請補助シートの準備  
 持続化給付金ホームページより印刷可能ですが、当会にも備え付けておりますので、お越しただいただければお渡しいたします。
- ③ 必要書類（**コピーをして会場へ持参します**）
  - ・申請補助シート ・確定申告書（第1表） ・青色申告決算書（1ページ・2ページ）
  - ・該当月の売上帳 ・通帳（オモテ面、開いた1・2ページ）
  - ・運転免許証（両面）又はマイナンバーカード（表面）など
 ※申告書や決算書には税務署の收受日付印が押されていることが必要となります。
  - ・当会より電子申告をされた方：「**メール詳細**」が必要です。
  - ・当会より書面により提出された方：「**一括提出書（控）**」をお渡しいたします。

## 川崎市小規模事業者臨時給付金

- 対象者は川崎市内で事業を営む方で、令和2年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、1ヶ月あたりの事業収入の減少が前年比で30%以上50%未満の期間が1ヶ月以上認められる方。  
 ※**上記「持続化給付金」と重複しての申請はできません。**
- 給付額は10万円です。
- 申請期間は、令和2年5月25日（月）～令和2年8月31日（月）（消印有効）

※ご不明な点がございましたら、川崎西青色申告会事務局までご連絡ください。

電話 044-911-4616